

傍聴される方へ ご協力をお願いいたします

議会本会議は、事前に各会派での調整、議会運営委員会の開催などを通じ開会されます。

定刻どおり開会出来ず、お待たせする場合がありますが、ご理解を賜ります。

次の方は傍聴することができません

- (1) 銃器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 他の者に著しく不快感、威圧感等を与える服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

傍聴人の守るべき事項(休憩中も含む)

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと
- (2) 大声で話をするなど、騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 理由もなく頻繁に席を離れないこと。
- (6) CD又はMDプレーヤー及びこれに類するもの、**携帯電話**、ポケットベル、パーソナルコンピュータ、ポケットゲーム等の情報通信機器等の電源を切ること。ただし、報道関係者が時事の報道を目的とし、他の者に迷惑をかけることなく情報通信機器等を使用する場合を除く。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

写真等の撮影及び録音等の禁止

傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影したり、録音等をしたりはできません。

※ 傍聴人は、すべて係員の指示にしたがってください。

上尾市議会事務局